

草津市版地域再生計画に基づく取組の推進体制について

本市では、人口減少や高齢化がすでに進行する市街化調整区域の既存集落において、地域コミュニティの維持や、地域資源を活かした産業の振興を図るために、『草津市版地域再生計画』に基づき、地域の実状に応じた方策を地域とともに検討し、取組みを進めます。

1 まちづくりプランの作成

草津市版地域再生計画に基づく地域再生のための施策推進に向けて、対象学区ごとに「まちづくりプラン」を作成します。まちづくりプランには、ワークショップ等で抽出された地域まちづくりの課題や、将来像の実現や課題解決のために必要な取組を、地域の意見も踏まえて整理し、完成させることを目指します。

2 地域再生(まちづくりプラン)の検討・推進体制

◆地域再生推進委員会

庁内において地域再生の推進を図るための部局横断的な検討を行う。

(構成員は別紙委員会名簿(案)のとおり)

◆地域再生推進協議会

地域に応じた取組の検討や実施にあたり、各種産業分野や各地域の代表者、学識経験者が意見交換を行い、また、地域間の情報提供・共有の場とする。(構成員は別紙協議会名簿(案)のとおり)

3 まちづくりプラン作成の流れ

